

小中学校等での医療介助行為について 山田裕一

【質疑】平成 17 年 7 月 26 日付で厚生労働省医政局長から出された「医師法第 17 条云々」の通知は、医療行為の範囲が不要に拡大解釈されている等の現状があるために医療機関以外の教育現場等において、原則として医療行為でないと考えられるもので教員が行うことは、子どもへの「介助」

と明確に示したものである。以上のことから市内の小中学校等で医療介助行為が必要な児童、生徒等がいる場合、教育委員会は、各学校等へ、どのような指導をするのか伺いたい。

【その他の質問】

白石市の危機管理体制について

災害対策と防災体制について 安斎多実男

【質疑】近年、市街地において頻繁に起きる浸水被害について、その原因と対策について伺いたい。

また、災害弱者に対する避難対策と支援について伺いたい。

● 避難や防災活動上、重要な幹線道路及び橋梁に対する被害が生じた場合の迂回路等想定できる交通環境対策について。
● 災害弔慰金支給に関する被害が生じた場合の迂回路等想定できる交通環境対策について。
● 災害弔慰金支給について。

【その他の質問】

● 昼間、夜間等状況に対応する、災害対策のシミュレーションはできているか。

● 今回の越河・斎川地区の降雨量が多く、斎川の水位が上がり、市内からの排水ができるなかつたことが原因の一つであると思っている。

そのほか山林の荒廃、また

【答弁】市街地の浸水の原因について、ことしの場合、7 月の台風 4 号については、降り始めから終わりまでの降雨が 2 百 38 ミリ、台風 9 号に関する集中豪雨については、時間最大雨量 45 ミリ、5 時間雨量が百 44 ミリと、今までに経験したことのないような雨量だった。

【答弁】市街地の浸水の原因について、ことしの場合、7 月の台風 4 号については、降り始めから終わりまでの降雨が 2 百 38 ミリ、台風 9 号に関する集中豪雨については、時間最大雨量 45 ミリ、5 時間雨量が百 44 ミリと、今までに経験したことのないような雨量だった。

災害弱者に対する避難対策については、行動に制約があり、迅速な行動がとりにくく、自力による危険回避活動に困難を伴うことが多いことから、被災しやすい環境にある。

災害発生時には、市において把握している要援護者の同意を得ながら、地区民生委員及び地域自主防災組織などの

宅地造成による影響等が原因ではないかと考えている。

今後の対策としては、下水道の雨水整備事業で対応ができるいか検討したい。

協力のもと、速やかに移送を完了することや、その避難所

での対応が難しい高齢者に対

しては、必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所についても考慮しなければならないと

思っている。そこで、要援護者を特定すべく、住宅地図をもとに位置関係を把握する作業に着手した。

また、社会福祉施設に対し

ては、災害時の受け入れ態勢について要請をしてまいりた

【答弁】医師法第 17 条の問題は教員の救急処置がどこまで認められるのかという指摘であるととらえている。

学校における救急処置は、児童生徒の安全を確保するため大変重要な仕事であり、これは養護教諭だけの問題ではなく、すべての教師がこれに努めなければならないと思っている。

しかし、学校現場において

救急の処置は、医師による治

えずの処置という考え方をし

ている。

もし、学校で救急の処置が

必要となれば、医師の手にゆ

だねるまでの間、適切な処置

をすることが児童生徒の健康

上望ましいというものであれ

ば、子どもたちの保護にあた

る教師が行うべき職務の一つ

であると考へている。

また、学校に對しては、い

ろいろな持病、病気を持つ児

童・生徒について、家庭、ま

たは主治医と十分に連絡を

めながら、学習活動を展開す

るように指導している

